

建設局

第1 審査の概要

1 審査の対象

- (1) 一般会計
- (2) 財産

2 実地審査場所

建設局

3 審査の方法

知事から提出された歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書について、建設局執行分を審査した。

審査に当たっては、

- (1) 決算計数は、正確であるか
- (2) 予算の執行は、適正かつ効率的になされているか
- (3) 財産の取得、管理及び処分は、適正に処理されているか

などに主眼を置き、決算書等及び証拠書類の照合等を行うとともに、関係部局から決算についての説明を聴取するなどの方法により審査を実施した。

第2 審査の結果

1 決算計数について

審査に付された一般会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書及び実質収支に関する調書の計数は、誤りのないものと認められる。

なお、財産に関する調書の計数については、次のとおり、その一部に誤りが認められた。

(1) 財産管理

ア 公有財産について

<土地>

- (ア) 土地 3,537.95 m² (道路事業用地及び事業用代替地) が過大に登載されている。
- (イ) 土地 3,506.29 m² (事業用代替地及び公園事業用地など) が登載漏れとなっている。

<建物>

- (ア) 建物 504.64 m² (多摩動物公園の動物舎ほか3棟分) が過大に登載されている。

第3 決算の概要

1 歳入歳出決算の状況

(1) 一般会計

ア 歳入

(単位:千円、%)

科目(款)	予算現額	収入済額	比較増()減額	収入率
分担金及負担金	14,112,824	11,208,978	2,903,845	79.4
使用料及手数料	23,265,479	23,110,557	154,921	99.3
国庫支出金	111,954,095	106,785,445	5,168,649	95.4
財産収入	2,261,253	1,807,178	454,074	79.9
繰入金	1,138,553	1,253,807	115,254	110.1
諸収入	4,873,128	4,388,573	484,554	90.1
計	157,605,332	148,554,540	9,050,791	94.3

歳入は、第6款分担金及負担金ほか5款であり、予算現額1,576億533万余円、収入済額1,485億5,454万余円、比較減額90億5,079万余円、収入率94.3%である。

歳入の主な内容は、

- ・分担金及負担金のうち、街路整備事業に伴う連続立体交差工事等の土木費負担金
112億897万余円
- ・使用料及手数料のうち、道路占用料等の土木使用料
230億8,483万余円
- ・国庫支出金のうち、街路整備事業における国庫補助金等の土木費国庫補助金
700億2,705万余円
- ・諸収入のうち、生活再建資金貸付金の返還に伴う貸付金元利収入等の土木費貸付金元利収入
19億8,235万余円

である。

なお、第6款分担金及負担金(項:負担金)において、収入未済額(21万余円)が、第7款使用料及手数料(項:使用料)において、不納欠損額(2,825万余円)及び収入未済額(2億6,618万余円、うち霊園管理料1億1,253万余円)が、第12款諸収入(項:貸付金元利収入、項:弁償金及報償金、項:雑入)において、不納欠損額(2,066万余円)及び収入未済額(17億898万余円、うち生活再建資金貸付金13億7,298万余円)が生じている。

イ 歳 出

(単位:千円、%)

科目(款)	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	執行率
土木費	455,444,918	418,578,104	25,879,844	10,986,969	91.9
諸支出金	1,447	1,443	0	3	99.7
計	455,446,365	418,579,547	25,879,844	10,986,973	91.9

歳出は、第9款土木費及び第16款諸支出金の2款で5項42目に区分し執行しており、予算現額4,554億4,636万余円、支出済額4,185億7,954万余円、翌年度繰越額258億7,984万余円、不用額109億8,697万余円、執行率91.9%である。

土木費の主な執行内容は、

- ・環状第7号線等の路面補修及び街路樹等の整備に要したものの
 - (項)道路橋梁費 (目)道路補修費 159億1,582万余円
- ・交差点改良等の交通安全施設の整備に要したものの
 - (項)道路橋梁費 (目)交通安全施設費 139億4,718万余円
- ・淵上日野線等の道路の整備に要したものの
 - (項)道路橋梁費 (目)道路整備費 157億8,854万余円
- ・環状第8号線、鉄道連続立体交差化等の都市計画街路の整備に要したものの
 - (項)道路橋梁費 (目)街路整備費 1,770億1,407万余円
- ・札の辻橋等の橋梁整備に要したものの
 - (項)道路橋梁費 (目)橋梁整備費 113億9,074万余円
- ・国が直轄施行する道路事業等への負担金に要したものの
 - (項)道路橋梁費 (目)直轄事業負担金 388億5,898万余円
- ・神田川等の河川の改修に要したものの
 - (項)河川海岸費 (目)中小河川整備費 203億4,065万余円
- ・国が直轄施行する河川事業等への負担金に要したものの
 - (項)河川海岸費 (目)直轄事業負担金 115億7,083万余円
- ・東伏見公園等の公園緑地の造成に要したものの
 - (項)公園霊園費 (目)公園整備費 265億9,597万余円

である。

翌年度繰越は、繰越明許費255億2,097万余円、事故繰越3億5,887万余円で、繰越明許費の主な内容は、都市計画街路の整備に係る180億9,112万余円、道路の整備に係る13億7,994万余円及び交通安全施設の整備に係る11億9,749万余円である。

2 財産の管理状況

ア 財産

区 分	平成 1 7 年度末現在高	平成 1 6 年度末現在高	増 () 減
1 公有財産			
土 地	22,842,118.41 m ²	23,166,588.84 m ²	324,470.43 m ²
建 物	281,688.04 m ²	282,333.83 m ²	645.79 m ²
動 産	船 舶 5 隻 (282.70 総トン)	船 舶 3 隻 (184.00 総トン)	2 隻 (98.70 総トン)
	浮棧橋 5 個	浮棧橋 5 個	0 個
物 権	地上権 3,776.51 m ²	地上権 3,776.51 m ²	0 m ²
	地役権 142.67 m ²	地役権 142.67 m ²	0 m ²
無体財産権	特許権 3 件	特許権 2 件	1 件
	特許権(準ずる権利) 0 件	特許権(準ずる権利) 1 件	1 件
	著作権 3 4 件	著作権 2 4 件	1 0 件
	商標権 1 件	商標権 1 件	0 件
	意匠権 1 件	意匠権 1 件	0 件
出資による権利	14,537,000,000 円	14,103,000,000 円	434,000,000 円
2 物 品	1,617 点	1,662 点	45 点
3 債 権	11,757,202,929 円	12,775,414,727 円	1,018,211,798 円

建設局で所管している財産は上表のとおりであり、その主な増減事由は、

- ・土地の減少は、事業用代替地(5,092.42m²)を売却したことなどによるもの
- ・建物の減少は、恩賜上野動物園の動物舎(533.10m²)の新築等により増加したものの、旧第七建設事務所庁舎(2,651.07m²)の財務局への引継ぎ等により減少したことによるもの
- ・動産(船舶)の増加は、水面清掃事業移管に伴う、水面清掃船の環境局から所管換したことによるもの
- ・無体財産権(著作権)の増加は、「建設局監督基準・同解説」等を登録したことによるもの
- ・出資による権利の増加は、財団法人道路管理センターに対する出えん金が増加したことによるもの
- ・物品の減少は、第六建設事務所の電話交換機の購入等により増加したものの、土木技術研究所のエキス線回折装置の廃棄等により減少したことによるもの
- ・債権の減少は、生活再建資金貸付金等が減少したことによるものである。

イ 債権のうち貸付金の年度末残高

(単位:千円)

貸付金の種類(名称)	平成17年度末残高	滞納(収入未済)額
生活再建資金貸付金	7,720,832	970,935
沿道整備資金貸付金	51,750	0
道路事業資金貸付金	3,984,587	0
合計	11,757,169	970,935